

工事における調査基準価格及び最低制限価格の運用見直しについて(お知らせ)

調査基準価格及び最低制限価格の算出方法について、これまで山陽小野田市では国基準(中央公契連モデル)を採用しておりましたが、このたび山口県に準じた算出方法に改正します。併せて、端数調整についても山口県と同様の計算方法を採用します。

なお、判断基準額についてはこれまでどおり設定します。

●適用日 令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件から適用

●改正内容

・改正前

計算方法	
直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 一般管理費 × 68%	(上限) 予定価格 × 92% (下限) 予定価格 × 75% 【端数調整】 千円未満切捨て



・改正後

対象	区分 (変更なし)	判断 基準額 (変更なし)	計算方法 ※各費目に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計する	端数調整
土木系工事	土木一式工事 (総合評価競争入札を除く)	最低制限 価格	/	算出された調査基準 価格・最低制限価格 が (1) 1,000万円以上 の場合: 10万円未満を 切上げる (10万円単位) (2) 100万円以上 1,000万円未満 の場合: 1万円未満を 切上げる (1万円単位) (3) 100万円未満 の場合: 千円未満を 切上げる (千円単位)
	総合評価競争入札 とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事、ほ装工事 塗装工事、造園工事 等	調査基準 価格	あり (①)	
	土木系管工事	調査基準 価格	なし	
	土木系電気工事 土木系機械器具設置工事	調査基準 価格	なし	
営繕系工事	Aを除く 営繕系工事	建築一式工事 (総合評価競争入札を除く)	最低制限 価格	/
		総合評価競争入札 防水工事 等	調査基準 価格	あり (①)
	解体工事	調査基準 価格	あり (②)	
	営繕系管工事 営繕系電気工事 営繕系機械器具設置工事	調査基準 価格	なし	
	昇降機設備工 事その他の製 造部門を持つ 専門事業者 を対象とした工 事(A)	建築一式工事	最低制限 価格	/
		営繕系管工事 営繕系電気工事 営繕系機械器具設置工事	調査基準 価格	なし

※判断基準額の計算方法(変更なし)

- ① とび・土工・コンクリート工事、防水工事 等 調査基準価格(端数調整後) × 98% 【端数調整】千円未満切捨て
 ② 解体工事 調査基準価格(端数調整後) × 60% 【端数調整】千円未満切捨て

(問合せ先)
山陽小野田市 監理室
TEL:0836-82-1180